

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人下田保育園の定款の規定に基づき、役員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう

(報酬の支給及び額)

第3条 役員及び評議員等には報酬を支給することができる。

2 報酬は、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員等に対する報酬は、毎年3月20日に支給する。但し、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

- 2 報酬は現金により本人（死亡による退任の場合はその遺族）に支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額があったときは控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第5条 新たに役員及び評議員等に就任した者にはその日から報酬を支給する。

- 2 役員及び評議員等が退任し、又は解任された場合は前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって算定する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず役員及び評議員等が死亡により退任した場合はその月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第6条 この規定により計算金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(出張旅費)

第7条 役員が、社会福祉法人業務のため出張する場合は、別表2により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、原則として実費を支給するが実情を考慮し増額することができる。
- 3 役員が、あらかじめ理事長の許可を得て私用自動車を使用した場合の交通費は、出張の移動に要した距離1kmにつき37円を支給するものとし、1km未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

4 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

(支給除外対象)

第8条 この規程に定める報酬について、次の者は支給除外対象とする。

- (1) 国又は地方公共団体の公職にある者
- (2) 当法人の職員として勤務し、給与の支給を受けている者

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬 額
理事長	15,000 円／年
理 事	10,000 円／年
監 事	15,000 円／年
評議員	5,000 円／年
評議員選任・解任委員	5,000 円／年

別表 2

区分	交 通 費	日 当	宿 泊 料
県 内 盛岡市内 盛岡市外	実 費	—	12,000 円
		1,200 円	12,000 円
県 外	実 費	1,800 円	18,000 円